

わづか

暑中お見舞い
申し上げます

湾岸戦争財政支援の問題



坂元 和夫

過日の湾岸戦争のさい、政府は、多国籍軍の戦費分担に一一〇億ドルを拠出しました。国民一人当たり一万円強、納税者一人当たりでは数万円にのぼる巨額の財政支出です。

湾岸戦争に対する日本のかわり方について、政治的判断としては賛否両論があるでしょうが、これとは別に、平和主義を定める憲法との関係で、この財政支出が問題であると考える人は少なくありません。

一 国民として、あるいは一納税者として、自分が違憲であると考える財政支出が我慢ならないとき、選挙のさいの主権者としての意思表示とは別に、もっと端

的に異議を差し挟む方法はないのでしょうか。

*

かつて、アメリカやドイツでは、軍事費納税拒否が市民運動として行われたことがあります。これは、納税申告のさいに、自分の納税額から軍事費の割合に相当する額を控除して申告するというものです。このような税申告に対して、国は更生処分をなし、それでも支払わなければ滞納処分をするでしょうから、市民はこれらの処分が違憲違法であるとして行政訴訟で争うわけですが、しかし、わが国の判例は、「租税の賦課徴収は、国費の支出とは法的根拠・手続を異にするから、

国費支出の違法を理由として、納税を拒むことは許されない」としているのので、この行政訴訟で目的を達することは出来ません。

*

もう一つは、財政支出の違憲違法を理由に、差止訴訟を提起する方法です。今回の九〇億ドルの追加支援支出について、その差し止めを求める民事訴訟が、東京、大阪、名古屋、北九州などで、その地の市民から提起されました。このうち、東京の訴訟について、裁判長が原告に対して約三兆四千億円の印紙を訴状に貼るべきだとの見解を示したことが物議をかもしたのはご承知のとおりです。マスコミの論調は、裁判所の非常識を笑うものから、国民の裁判を受ける権利の保障を画餅にしてしまう印紙貼用制度を見直すべきだとするものまで様々でした。

ちなみに、わが国ほど裁判の手数料（印紙代）が高

い国は国際的にみてないようです。アメリカでは、どんな事件でも一〇〇ドル前後の定額の手数料で裁判を起すことができますし、ドイツでも、定額ではありませんが、わが国に比べればはるかに少ない手数料しか要らないようです。わが国の高額手数料問題は、貿易摩擦に関連してアメリカから厳しく指摘されており、早晚、改正されることになるでしょう。

このように、裁判手数料の壁もありますが、そもそも、わが国の法体系のもとでは、違憲違法な国の財政支出を民事訴訟で差し止めようとする自体にかなりの無理があります。

地方自治体の場合は、違法または不当な公金支出に對して、住民は監査請求をしたうえで、行政訴訟で支出の差止めとか損害賠償の請求ができることになっています。住民による行政の監視システムとして、アメ

リカの納税者訴訟にならった民主的な制度です。

国政レベルでも、必要性は同じ筈ですが、このような制度はありません。立法政策として、納税者が税金の使途に対して異議申立てできる何らかの制度を検討すべきではないかという意見（朝日新聞）はもっともであると思われれます。

*

アメリカでは、かつてODA（政府開発援助）を差し止める仮処分命令がなされたことがありますし、ドイツの連邦憲法裁判所は、最近、夫婦別姓の立法を求める判決をしました。

行政のあり方を国民が個人として監視し是正を求めするために、司法が果たすべき役割は大きいものがあります。わが国の裁判所も、現在の制度のもとでも、国民の権利保護のためにと司法救済の間口を広げることができるとは思います。司法改革が必要な所以です。

「手続的権利」の重要性



尾藤 廣 喜

★児童扶養手当の裁判から

私も原告代理人の一人となっている京都市左京区の永井哲さん、永井実可さん夫妻が国と京都府を被告とした裁判で、この二月五日注目すべき判決が下されました。

永井さん夫妻は、一九七九年に長男唯君を生みましたが、夫の哲さんが聴覚障害者であるため、本来、長男の出生の翌月から児童扶養手当が支給されるはずだったのです。ところが、永井さんは、この制度のことを全く知らされておらず、福祉事務所や区役所に何度も足を運んでいたにもかかわらず、職員からは一切この制度について教えられなかつ

たのです。また、京都府、市の作った障害者用のパンフレットの中にも、この制度について何も書かれていませんでした。

永井さん夫妻は、このため、一年四カ月後にやっとこの手当の存在を知り、児童扶養手当の申請をしましたが、法の規定上から申請した翌月からしか手当が支給されなかったため、この法律の憲法違反などを理由に、京都府知事に対して処分の取消と、国に対して支給されなかった部分の四六万圓余りの損害賠償を求めたものです。

京都地方裁判所は、これに対して、憲法違反の主張と処分の取消は認めなかつ

たものの、京都府知事が児童扶養手当の制度を充分に府民に周知徹底していなかった点に過失があるとして、わずか二万六〇〇〇円ではありますが、損害賠償を認める判決を下しました。

判決は、「社会保障の受給者は、主として社会的弱者であり、特に、本件原告らのように障害者家庭にある者に対して、抜目のなさや注意深さを求める期待可能性がないから、通常の受給者、本件の場合には障害者家庭にある者が、相応の注意をもって普通の努力をすれば制度を知りうる程度に、周知徹底することを要する。」と述べて、社会保障の制度があること自体やその内容を国民に知らせることについて、行政に法的な義務があることをハッキリと認めました。

これは、行政の周知徹底義務を認めた、日本で初めての判決であると思われ、画期的な意義を持つものです。

★京都の被爆者裁判では

一方、京都にすむ被爆者のAさんが、厚生大臣を相手取って、現在白血球減少症等の病状にあるのは原爆が原因であるとして起こした「原爆症認定訴訟」の裁判では、厚生大臣は、事件を京都から東京に移送せよと申立ててきました。私は、Aさんの代理人として、この申立てには、本当に腹が立ちました。厚生大臣は、社会福祉、公衆衛生の向上、増進に努めなければならぬ行政の最高責任者です。このような立場にある厚生大臣が「文句があるなら東京まで来い」という「御上」意識丸出しの対応をするところが、この民主主義の世の中で許されるのだろうかと思っただけです。Aさんは無職で病弱のため、とても東京に裁判のため毎回行くことはできません。一方、国は、大阪にも京都にも裁判の担当者も配置しており、どこでも裁判ができるので

す。これでは、国民にとつて裁判を受ける権利は、「絵にかいたモチ」になつてしまします。この事件は、最高裁まで争いましたが、認められず、一度は東京に移送されてしまいましたが、その後、長崎での同種の事件が長崎で審理されていることや世論の激しい批判の中で、昨年六月に京都にUターン移送され、最終的には、京都で審理することができるようになりました。

★「絵にかいたモチ」を本物に

ドイツでは、社会保障の裁判は、国民の住所地又は居住地で起こせることも、社会保障の制度の内容の周知徹底を受けること自体が生存権の内容として保障されていることも、条文に書かれています。

権利を本物として使いきるためには、これを実現する手続き自体をまず保障させる取り組みがどうしても必要です。

裁判と社会の実態



山崎浩一

法律家と社会経験

裁判では、裁判官の物事の考え方で結論が決まるのですが、それは裁判官がどのような人生経験をもちのかということと無関係ではありません。例えば交通事故の裁判で過失の有無が争点になった場合に、その裁判官が運転をする人ならドライバーの感覚を感覚をもって感得しうるでしょうが、運転をしない人の場合にはやはり抽象的にしか感じる事ができません。法律家は世の中の事象に通じるようにしなければならぬといわれるゆえんです。外国の話ですが、ある若手の弁護士が暇そうにしているのが先輩弁護士が何をしていたのかと尋ねました。若手

弁護士は「何もすることがないので」と答えました。先輩弁護士は怒って「することがないなら、競馬場にいけ。」と命じたという話があります。

裁判官もできるだけ社会経験をもちが必要なのですが、現在の日本の制度では、例えば二二歳で司法試験に受かれば、二年間の研修の後にすぐ裁判官として勤務することになります。単独で裁判をするには五年間またなければなりません。三〇歳前後で単独で裁判をすることになります。

陪審員による事実認定

裁判官による裁判と対照

的な制度は陪審裁判でしょう。一二人の陪審員がそれぞれ異なる社会経験をもとに議論して事実認定をする訳ですから、一人の裁判官による認定よりは安全だということになるのです。陪審員の事実認定能力に関して面白い実話があります。妻を殺害したということが夫が起訴されたのですが、遺体が発見されていないという奇妙な事件でした。そこで、弁護士は遺体がないのであれば殺人の事実すら存在しないではないかと弁論したのでした。その弁論があまりに迫真的だったので、いまでも被害者が生きているように感じられました。突然、弁護士が「あそこに被害者がいる」と法廷の入口を指差しました。法廷にいたもの全員がはっとして入口を見たほどでした。評決は当然に無罪であろうと思われました。しかし、意外なことに評決は有罪でした。その理由を陪審

員に尋ねてみると、「弁護士が指差した時に全員が入口を見たのに、ただ一人見なかったのが被告人だったんですよ。」と述べたのでした。

裁判の世界では、どれだけ紛争の実情を明らかにするかが重要になります。障害者の事件であれば、障害をもつ人の日常生活をどれだけ裁判官に判ってもらうかということです。でも、現実の裁判では、とても難しいのです。

障害者の入学拒否

僕は大学時代に両足の不自由な友人と知り合いました。彼と共に過ごすことでこんなことが彼にとって日常生活の障害になるのかと初めて気付くことが多々ありました。勿論、そのような障害があることは友人づきあいには何の支障にもならないことはいうまでもありません。

報道によれば筋ジストロ

フィーの障害をもつ中学生が公立高校の入学を希望したのに拒否されたとのこと。この話を聞いて憤慨された方は多いと思います。本人がその高校を希望した理由は「友達と一緒に高校へ行きたかったから」ということでした。恐らく中学ではあたりまえの友達づきあいをしていたのでしょう。当たり前なのが当たり前でない社会があるということを知らせたのが皮肉にも教育機関だったのです。確かに公立高校は彼にそのことをいやという程知らせたという意味では教育効果はありました。しかし、これからの裁判では今度は公立高校がいやという程教育される事が期待されます。話の主題がずれてしまいました。話が、裁判官養成でも社会全体でも、何か効率主義ばかりがいわれ、汲み上げようとする方向が感じられませんか。

紛争をうまく解決することよりも、予め防ぐ方法を十分に考えておくことの方がはるかに重要であることは、すぐご理解いただけます。

そのための方法の一つとして有効なのが、「即決和解」という制度です。

例えば、ある人が一年間に限って海外出張するので、その期間だけ友人に自宅を貸したいが、必ず一年後には明け渡してもらいたいというときに、どういう方法があるでしょうか。

普通の契約を結んで約束しても、借りた友人が一年たつて明け渡してくれないときには、あなたは、裁判をしなければなりません。よく考えられる方法として、「公正証書」を作っ

ておくという方法もあります。この方法は、金銭の請求などの場合には、支払いを強制的に求める方法にはなりません。家屋の明け渡しなどの請求には、これだけでは強制執行の手続きはとれません。

このような場合のために認められている制度が、即決和解の制度です。

本来、和解というのは紛争があり、これをお互いに譲り合って解決する方法ですが、即決和解は、将来紛争が起きる可能性がある場合にも申立てることが認められています。

申立ては、相手方の住所地の簡易裁判所にするのが原則です。口頭の申立てもできますが、解決の内容をはっきりさせるために、和解条項を予め書いて書面で申立てるのが実務の取扱です。